

別表 1

対象事業	対象施設
スプリンクラー設備等整備事業	・ 1000 m ² 未満の以下の施設 ① 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ② 有料老人ホーム ③ 通所介護事業所(※宿泊を伴うものに限る) ④ 小規模ケアハウス ⑤ 都市型軽費老人ホーム ⑥ 小規模有料老人ホーム ⑦ 地域密着型通所介護事業所(※宿泊を伴うものに限る) ⑧ 認知症対応型通所介護事業所(※宿泊を伴うものに限る) ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所 ⑩ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑪ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
非常用自家発電設備整備事業	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ③ 介護老人保健施設 ④ 介護医療院 ⑤ 養護老人ホーム

<p>水害対策強化設備整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ③ 介護老人保健施設 ④ 介護医療院 ⑤ 養護老人ホーム ⑥ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ⑦ 小規模ケアハウス ⑧ 都市型軽費老人ホーム ⑨ 小規模介護老人保健施設 ⑩ 小規模介護医療院 ⑪ 小規模養護老人ホーム ⑫ 認知症対応型通所介護事業所 ⑬ 認知症高齢者グループホーム ⑭ 小規模多機能型居宅介護事業所 ⑮ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑯ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ⑰ 介護予防拠点 ⑱ 地域包括支援センター ⑲ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ⑳ 緊急ショートステイ ㉑ 施設内保育施設
<p>換気設備整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ③ 介護老人保健施設 ④ 介護医療院 ⑤ 養護老人ホーム ⑥ 有料老人ホーム ⑦ ①以外の老人短期入所施設 ⑧ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ⑨ 小規模ケアハウス ⑩ 都市型軽費老人ホーム ⑪ 小規模介護老人保健施設 ⑫ 小規模介護医療院 ⑬ 小規模養護老人ホーム ⑭ 小規模有料老人ホーム ⑮ ⑧以外の小規模老人短期入所施設 ⑯ 認知症高齢者グループホーム ⑰ 小規模多機能型居宅介護事業所 ⑱ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑲ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

別表2

対象事業	市基準単価	単位	補助率
スプリンクラー設備等整備事業			
1000 m ² 未満の場合	9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1 m ² あたり	定額
1000 m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設定する場合	9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1 m ² と 2,440 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 との合計額	対象施設ごと	定額
300 m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	定額
500 m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	定額
非常用自家発電設備整備事業			
	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4
水害対策強化設備整備事業			
※水害等の発生が懸念される地域にある施設・事務所に限る			
定員 29 人以下の場合	厚生労働大臣が認めた額	施設数	定額
定員 30 人以上の場合	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4
換気設備整備事業			
	4,000 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1 m ² あたり	定額